

減免

授業料減免の適格認定手続きについて

※給付奨学金と授業料減免はそれぞれ継続の手続きが必要です

【提出書類】

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免対象者の認定の継続に関する申請書
- ② 授業料分納等申請書

適格認定結果通知は4月中旬頃になります。春学期授業料の納付期限が4月26日までですので、前もって納付期限を8月26日まで猶予するために②の申請書を提出していただきます。必ず提出してください。ただし、猶予申請のため授業料を分けて納付(分納)することができません。

- ③ 学修意欲の確認レポート(Google フォーム)

【提出方法】

- ①②…学生支援課窓口へ提出
- ③レポート…Google フォームにより提出

※提出時期にフォームを送信します

日本学生支援機構給付奨学金を受給している方は授業料減免の適格認定手続きを必ず行ってください。手続きを怠った場合は、授業料減免が停止・廃止となる場合があります。

【提出期間】※提出時期が異なります。手続き忘れのないようご注意ください。

①②:2021年12月20日(月)~2022年1月21日(金)17時まで

③ :2022年1月17日(月)~2022年2月18日(金)17時まで

【適格認定の判定結果について】

4月中旬頃に授業料負担者様へ適格認定における学業成績の判定結果通知を送付します。結果によっては、給付奨学金の受給と授業料減免の支援が受けられなくなる場合があります。

【問い合わせ先】 学務部 学生支援課

TEL:083-252-0289(平日 8:30~17:15)